



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 令和元年 8 月 25 日

元年夏号

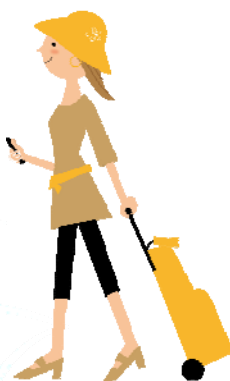
No. 42

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 高岩 弘至
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 中島 浩・永谷博子・森永正樹・露口和夫・中塚高志

【ミーソン遺跡…世界遺産】



【ダナン大聖堂】



【ホイアンのランタン】



<写真：永谷 博子 先生>

【元年夏号 主な内容】

- | | | | |
|-----|------------------|-----|--------------|
| 1 面 | 写真『ベトナム』 | 6 面 | 寄稿『泉州の歴史』 |
| 2 面 | 高岩支部長あいさつ | | 会員の異動 |
| | 泉大津税務署長あいさつ | 7 面 | 寄稿『支部ゴルフ』 |
| 3 面 | 泉大津支部役員紹介 | 8 面 | 最新研修ビデオの紹介、 |
| 4 面 | 第 41 回誌上研修 | | 原稿・写真募集、編集後記 |
| | 『法人税基本通達等の一部改正 | | |
| | (定期保険及び第三分野保険に係る | | |
| | 保険料の取扱い) について』 | | |



ご挨拶

支部長 高岩 弘至

拝啓 新涼の候ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年6月6日に開催しました第39回泉大津支部定期総会において支部長を拝命いたしました。その日以降、本会、関係諸団体の会合や大阪奈良税理士協同組合活動への出席など様々な経験をさせていただいております。

支部の運営につきましては、経験豊富な副支部長の先生方に助けていただき、前体制との引き継ぎも問題なく行われております。どうか、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

まもなく消費税率の変更が行われます。それだけでなく軽減税率、区分記載請求書等保存方式の導入、その先には、適格請求書等保存方式への移行等、顧問先等にしっかりと指導をしていかなくてはなりません。混乱が生じないよう万全の準備を進めていただきたいと思います。

さて、税理士会の活動は、昨今の急速な社会環境の変化に対応するため、新たな活動や既存の活動の見直しが行われております。

「租税教育」は、支部に租税教育推進委員会が設置されてから、小中学生に税金の大切さを教える租税教室の授業が行われるようになり、現在、税理士の社会的役割の一つとなっております。

「確定申告期の地区相談」についても、国民の期待に応え得る税理士業務の提供を目指し情報通信技術の進展を利用し改良を重ねていきたいと思っております。

これらについて、あらゆる場で、皆さまに情報を提供していこうと考えております。それに対し様々なご意見を頂戴したいと思います。

結びに、泉大津支部会員皆様のご健勝ご多幸、ますますのご発展をお祈り申し上げます。



着任のご挨拶

泉大津税務署長 益野 貴広

残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度の人事異動で泉大津税務署長を拝命し、大阪国税局徴収部から先般着任してまいりました益野でございます。泉州での勤務は初めてですが、漢前署長からは豊かな自然と伝統、そして「だんじり」のある人情味溢れる土地柄であり、さらに支部先生方のご尽力のおかげをもちまして、管内納税者の納税道義は非常に高い水準にあると伺っております。このようなすばらしい地で勤務できることは大変うれしく光栄に思っております。微力ではございますが全力を尽くす所存ですので、前任者同様、御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、近年、経済活動の国際化、ICT化の進展により税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。特に、10月1日には消費税率の引上げ及び軽減税率制度が施行されます。

そういった中、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実施する」という国税庁の使命を果たしていくためには、更なる納税者サービスの向上に努めるとともに、適正・公正な課税、徴収を行うことにより納税者の皆様方からの負託に応え、税務署に対する理解と信頼を得ることが重要と考えています。

このため税務署では、軽減税率制度導入に向け、納税者の皆様への周知・広報を最も重要な課題と考えさまざまな取組を行っているところであります。

しかしながら、これらのことは私どもの力だけで成し遂げることは容易ではなく、税理士の皆様方の御理解と御協力が不可欠であります。

どうか今後とも、税務行政の良き理解者として、引き続き、確定申告期における無料税務相談や諸団体等の税務相談への対応と併せて、e-Taxや自宅等からのICT申告の利用拡大についても、多大なる御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



泉大津支部役員紹介

<支部長>



高岩 弘至

<副支部長>



笠井 慎五
総務
綱紀監察



森福 清和
税務支援
業務対策



中島 浩
広報
租税教育



真奥 隆
研修
情報化



小西 儀孝
厚生
会計

<幹事>



岩間 新吾
研修
厚生



山口 秀美
研修
税務支援



大西 博己
租税教育
厚生



永谷 博子
情報化
広報



松本 直哉
総務
税務支援



根尾 玲子
研修
厚生



杉本あすか
総務
租税教育



櫻井 善章
業務対策
研修



森永 正樹
広報
租税教育



露口 和夫
総務
広報



中塚 高志
広報
税務支援



馬場崎 淳
租税教育
税務支援



奥西 俊伸
業務対策
研修



高橋 英晴
研修
会計

<監事>



原 正人



北野 秀一



第 41 回 誌上研修

『法人税基本通達等の一部改正（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）について』

研修委員 高橋 英晴

1. 概要

令和元年 6 月 28 日に「法人税基本通達の制定について（法令解釈通達）」の一部が改正されました。これにより、令和元年 7 月 8 日以後新たに締結される定期保険及び第三分野保険（以下「定期保険等」という）に係る保険契約に係る保険料で、法人が支払う一定のものについては、税務上の取扱いが従来と異なることとなりました。

2. 税務上取扱いが見直された保険契約

契約者	法人
被保険者	役員または使用人
保険期間	3 年以上
保険種類	定期保険及び第三分野保険 最高解約返戻率が 50%を超えるもの



3. 税務処理の取扱い

最高解約返戻率*の区分に応じ、支払保険料は次の通り取扱われます。

- ① 最高解約返戻率が 50%以下の場合
支払保険料の全額を損金算入
- ② 最高解約返戻率が 50%超 70%以下の場合
 - イ. 年換算保険料相当額*が 30 万円以下の一定の場合
支払保険料の全額を損金算入
 - ロ. 上記イ以外の場合
 - ・ 保険期間の当初 100 分の 40 相当期間
支払保険料の額の 40%相当額を資産計上し 60%相当額を損金算入
 - ・ 上記期間経過後 100 分の 35 相当期間
支払保険料の全額を損金算入
 - ・ 上記期間経過後 100 分の 25 相当期間
支払保険料の全額を損金算入、資産計上額を取崩
- ③ 最高解約返戻率が 70%超 85%以下の場合
 - ・ 保険期間の当初 100 分の 40 相当期間
支払保険料の額の 60%相当額を資産計上し 40%相当額を損金算入
 - ・ 上記期間経過後 100 分の 35 相当期間
支払保険料の全額を損金算入
 - ・ 上記期間経過後 100 分の 25 相当期間
支払保険料の全額を損金算入、資産計上額を取崩



④ 最高解約返戻率が 85%超の場合

イ. 保険期間の開始の日から最高解約返戻率となる期間または年間の解約返戻金の増加額が年換算保険料相当額に対して 70%以下となる時期

・当初 10 年までの期間

支払保険料の額に最高解約返戻率の 100 分の 90 を乗じた金額を資産計上

・10 年以降の期間

支払保険料の額に最高解約返戻率の 100 分の 70 を乗じた金額を資産計上

ロ. 上記イの期間以後、解約返戻金額が最も高い金額となる期間まで

支払保険料の全額を損金算入

ハ. 上記ロの期間以後

支払保険料の全額を損金算入、資産計上額を取崩

*最高解約返戻率…保険期間を通じて解約返戻率が最も高い割合となる期間におけるその割合

*年換算保険料相当額…その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額

4. まとめ



以上をまとめると次のようになります。

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額	取崩期間
50%以下	なし	なし	なし
50%超 70%以下	保険期間の当初 4 割期間	当期支払保険料の 40%相当額	保険期間の 7.5 割経過後の期間
70%超 85%以下		当初支払保険料の 60%相当額	
85%超	保険期間開始の日から最高解約返戻率となる期間または、年間の解約返戻金の増加額が年換算保険料に対して 70%以下となる時期	当期分支払保険料に最高解約返戻率の 70%を乗じた金額（保険期間開始後 10 年間は 90%を乗じた金額）	解約返戻金額が最も高い金額となる時期以降の期間

5. 留意事項

令和元年 7 月 7 日以前に契約された契約については従来通りの取扱いが適用されます。

この他、「解約返戻金のない短期払の定期保険又は第三分野保険」のいわゆる「短期払のがん保険等」で、年間支払保険料が 30 万円を超えるものについては、令和元年 10 月 8 日以降、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が 116 歳に達する日までを計算上の保険期間とみなして、支払保険料総額を期間の経過に応じ損金算入することとなります。



参考文献・資料

法人税基本通達 9-3-5 の 2

国税庁「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」

（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）令和元年 6 月 28 日

週刊税務通信 No3562 号、No3563 号



泉州の歴史

露口 和夫

先日、泉南市信達葛畑にある「紀泉わいわい村」に行ってきました。運営は、大阪 YMCA で「すずめの学校」という、子供に「田植え」から「稲刈り」までを体験させることが出来るプログラムです。その日は、「案山子」を家族で作成し、裸足で田んぼに足を踏み入れ立てるという体験でした。プログラムの最終は、川遊びです。リーダーに、「この川では、アンモナイトの化石を結構な確率で見つけることが出来る」と言われ、この山間の地が、古代海の底だったことを知り、驚きました。

自分が泉州地域の歴史をどれだけ知っているのだろうかと思い、泉大津支部管内の三市一町の歴史について、インターネットで調べてみました。

まず、和泉市です。「和泉」の国名は、和銅 6 年（713 年）元明天皇が、諸国の国名は、佳名を使うようにとお触れを出し、元々は「泉」一字でしたが、「和」を付け足したようです。現在の大阪府和泉市の市名は、かつて市内府中町に国府があったことに由来します。現在の和泉市府中町五丁目にある御館山公園に国府庁趾碑があります。

その国府そばにあった総社が五宮を祀っています。

総社：五社総社（大阪府和泉市府中町）：泉井上神社境内。五宮までの神が祀られている

一宮：大鳥大社（大阪府堺市西区鳳北町）、二宮：泉穴師神社（大阪府泉大津市豊中町）

三宮：聖神社（大阪府和泉市王子町）、四宮：積川神社（大阪府岸和田市積川町）、

五宮：日根神社（大阪府泉佐野市日根野）とのことです。

泉大津市は、奈良時代には「大津」の地名で見られ、日本書紀にも登場します。

紀貫之の土佐日記では、小津（をづ）と詠まれており、土佐守の任期を終えて船で京都へ帰る途中、当地を経由して住吉へ向かっています。

菅原孝標女の更級日記では、和泉守であった兄の菅原定義を訪ね、当地から船で京都へ帰っています。鎌倉時代には大津城（眞鍋城）が築かれ、戦国時代にはその跡地に大津御堂（南溟寺）が建ち、周囲は寺内町の様相を呈しました。安土桃山時代の本能寺の変ののち、明智光秀が市内の助松町に現存する蓮正寺に隠棲したと伝えられています。

忠岡町は、日本一面積の小さい町であり、メジャーリーガーの前田健太選手は、この町出身です。地名の由来は、寿永二年（1183）平氏一門は木曾義仲に大敗を喫し、幼い安徳天皇を奉じて西国へと都落ちします。平清盛の末弟（異母弟）で文武に誉れの高かった平忠度はこの時、再起を期すべくその子忠行とともに生まれ故郷の紀州熊野を目指しました。紀州街道を南下し泉州大津まで来た時、義仲四天王の一角今井兼平の子である兼滋率いる追っ手が背後に迫る。父忠度を先に進ませた忠行は、大津川南岸の土手に陣取り、民家の戸板を楯代わりに並べて兼滋を迎え撃つ。忠行は奮戦するも深手を負い、忠岡神社の鎮座地付近で十八歳の命を散らした。村人たちは哀れみ、小高くなった場所に忠行を葬り菩提を弔い、これが「忠行の丘」と称ばれるようになり、いつしか約まって「忠岡」となったといひます。

高石市は、「音に聞く高師浜の・・・」と詠われた高石の地は「高脚」とも書かれ、その昔からの白砂青松の美しい所として天下に知られ、持統天皇の御代に各地に禁断漁獵区域が制定されたときには、「準河内国高脚海」と「高師浜」の地が基準とされたほどです。

また、上古に百済の博士、王仁（わに）がその一族の工芸技術家たちをつれて来朝した関係で、本市大工村（現在の高師浜の一部）の村民の大半は大工を家業として、明治維新までは京都御所の内匠（たくみ）寮の支配下にありました。

それぞれ、素晴らしい歴史を持った市町村であることが分かりました。

会 員 の 異 動

令和元年 8 月 15 日現在・・・会員数 125 名（内税理士法人 3）

<入 会>



H31.3.26 近堂 賢太 先生

登録番号：140385

生年月日：平成元年 6 月 11 日

高石市東羽衣 3-8-4 スカイロック

羽衣 3 階

高岩弘至税理士事務所

TEL：072-264-1516／FAX：072-264-5459

<転 出>

R1.7.18 田中 實 先生 生野支部へ

<業務廃止>

H31.4.3 香川 勇 先生

<ご逝去>

～謹んでお悔やみ申し上げます～

R1.6.3 香川 香 先生





支部ゴルフ

杉本 光伸

7月11日、支部ゴルフコンペが16名参加のもと茨木国際ゴルフ倶楽部で行われました。このコースは1960年開場のベントグリーンで、難しさは関西でもトップクラスであります。

春に女子ゴルフTポイントレディース杯が開催され、上田桃子プロが優勝しました。女子プロ大会の開催の為にゴルフ場は良く手入れされていました。

コンペ当日は梅雨の雨が1日中降り、ゴルフコンディションは最悪でした。又、グリーンのアングレーションがきつく、しかも雨の為に一番高い所にピンが切っており、パターに悩まされ、3パター、4パターが常であり、参加者の誰もがスコアを大幅に落としました。

しかし、私は川上先生、松本先生、大同生命の小林氏と同組で楽しくリラックスして回らせてもらい、シニアティからのプレイもあって、ベストグロスで優勝する事が出来ました。

次回は10月初旬に予定しております。多数の参加を宜しくお願い致します。



保険事業

全国税理士共栄会

- ～暮らしと事業の安心保険。充実したプランで関与先を応援～
- VIP大型総合保障制度**
- ～少子高齢化時代の公的年金を補完。豊かなエルダリーライフを実現～
- 全税共年金**

近畿税理士企業共済会

- ～企業の健全な発展のため～
- 総合事業保障プラン**

その他

- 団体所得補償保険、新・団体医療保険、自動車保険
- 火災保険、ゴルフ保険

積立年金事業

- ～税理士及びその従業員が加入できる拠出型企業年金保険～
- 阪奈積立年金制度** ※満71歳まで加入できます。

共済制度

- ～個人事業主または会社役員等の退職金にそなえる～
- 小規模企業共済制度**
- ～中小企業の連鎖創産にそなえる～
- 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)**
- ～従業員の退職金にそなえる～
- 中退共済制度(中小企業退職金共済制度)**

あっせん事業

- ～多方面にわたる業務提携。組合員特典を是非ご活用ください～
- 税理士業務 / 不動産 / クレジットカード / ローン / 健康(PET検診など) / レクリエーション(旅行・観劇・ゴルフなど) / その他(生活雑貨、衣料品、ホームセキュリティなど)
- ※一部WEB販売(書籍、電子製品など)



〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F)

TEL(06)6941-6868/FAX(06)6947-2800
E-mail: office@hanna-zaikyo.jp



大阪・奈良税理士協同組合

万全のサポート体制で、組合員のさらなる発展を目指します！

最新研修ビデオの紹介

支部事務局では、研修ビデオを整理保管しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。

<近畿税理士会主催>

- 「書面添付制度研修会」～概要編～
- 「書面添付制度研修会」～記載演習編～
- 「マイナンバーの適切な管理に向けて
～実務の事例と制度の現状～」
- 「経営力向上計画策定支援研修会～税理士が
知っておくべき中小企業支援施策～」
- 「中小企業経営改善計画策定支援研修会」

<地域研修会>

- 「～失敗事例から見た～税理士が知っておく
べき資産税重要実務事例」
- 「何から始める？消費税率引上げと軽減税率
制度実施に向けた事前準備」

<全国統一研修会>

- 「空き家を譲渡した際の特例（措置法 35 条 3 項）
について～制度の注意点、具体的事例を
用いた実践的研究～」
- 「事業承継税制の解釈と活用の実務」 1・2
- 「地積規模の大きな宅地の評価の適用について
の実務上の留意点」
- 「非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶
予（特例制度）～改正点及び実務的手続き～」

<マルチメディア研修（日税連）>

- 「民法改正（相続）について」
- 「軽減税率制度について」
- 「税理士の職業倫理
～税理士の義務規定を中心に～」
- 「マネー・ローンダリング等対策について」

<プロフェッショナルセミナー>

- 「一般・公益社団法人等を中心とした公益法人に
関する税務の注意点」
- 「所得税の雑損控除と災害関連税制の再確認」～
平成 30 年分確定申告に備えて～
- 「相続税申告書の土地評価資料作成の勘どころ
（土地評価の資料作成がわかる）」
- 「相続税申告における失敗事例 20～税務と法務そ
の他税理士に必須の実務対応～」
- 「はじめての会社分割における留意点」
- 「平成 31 年 3 月決算からの法人課税の留意点」
- 「平成 31 年度 3 月決算・申告の実務と留意点」

<大阪・奈良税理士協同組合主催>

- 「平成 30 年分 確定申告の留意点と実務事例」
- 「平成 31 年度 税制改正の解説」



原稿・写真募集!!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関する
こと・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、
是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえ
お送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明る
い場所が好ましいです。夜景等は、わかりにくい
傾向があります。また、お送りいただいた原稿・
写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合も
ありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL：0725-33-7400

FAX：0725-33-7405

e-mail：izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp



編集後記

短かった梅雨が明け、うだるような暑さの真夏
が到来してしまいました。年が明けてから平成天
皇の退位と今上天皇の即位、それに伴い平成が終
わり、令和の時代が幕を開けました。また、G20
大阪サミットでは大阪市内の高速道路が通行止
めになり、少なからず仕事に支障が出た先生もい
らっしゃったのではないかと思います。

今回の支部だよりは、令和になってから初めて
発行される支部だよりになりますが、今回よりあ
らたなメンバーで支部だよりをお届けいたしま
す。

大変お忙しい中、寄稿や写真のご提供をいた
だきました先生方、新泉大津税務署長の益野様、本
当にありがとうございました。この支部だよりは
皆様のご協力によって成り立っております。広報
委員から寄稿依頼がございました際は、どうぞよ
ろしくお願いいたします。

今後とも支部の活動や誌上研修など、皆様に有
益な情報を発信していけるように努力して参り
ます。

会員の皆様、大変暑い時期ですのでお体ご自愛
ください。(T.N)